

# 会津美里町 DX 推進支援業務仕様書

## 1 業務名称

会津美里町 DX 推進支援業務

## 2 目的

近年、人口減少や少子高齢化により労働人口が減少し、住民・社会的ニーズは多様化する中、環境の変化に対応しつつ満足度の高いサービスを提供していかねばならない。

これは本町においても同様であり、将来にわたり限りあるマンパワーの中で、町民が生き生きと暮らし、魅力的なまちづくりを行なっていく必要がある。

そのため、本町では DX(デジタル・トランスフォーメーション。以下、DX という。)を推進し、町民目線でより良い行政サービスを提供するため、業務の効率化によって生まれる人的資源を更なるサービス向上に繋げていく。

そのスタートとして、まずは職員 1 人ひとりが DX の必要性を認識し、日ごろから自分の業務、組織や慣習的ルール改善の必要性を考えられる意識醸成と行動変容が重要であることから、DX に精通する事業者の支援のもと、人材育成の観点で DX を推進するものである。

## 3 業務期間

委託契約日から令和6年3月31日まで

## 4 業務内容

DX推進の機運低迷の要因として懸念される下記 3 点の対策と、別添資料の「令和 5 年度DX推進について」を踏まえて本業務を行うこと。

1. 将来的なマンパワー不足の危機感がなく、業務が現状維持で進んでいく。
2. 業務のやり方、組織の慣習的ルールや文化に課題意識がありながらも、組織内で改善の同意が得られないと思っている。また、1 人では改善を実行に移しにくく、評価もされないため改善意欲があがらない。
3. 職員のデジタルについての知識が不十分なため、デジタル化の社会的な要請に対して適切な判断が下せず、恣意的なデジタル導入が行われる恐れがある。  
本来の住民サービスの向上と業務効率化の目的を見失い、デジタル導入自体が目的となりかねない。

### (1) 庁内 DX 研修

庁内において DX 推進の意識醸成と行動変容のための研修実施にあたり、下記の業務を行う。

研修は対面で行い、1 人 1 回受講するプログラムとし、1 回あたりの研修時間は 3 時間以内を想定してい

る。形式(座学、ワークショップ、実践など)は目的を達成するために効果的な方法を検討すること。

対 象	目 的	対象人数
管理職 (課長・課長補佐職)	DXを推進する必要性を認識し、トップダウンで DX を行うことの重要性と管理職の役割を理解すること。	対象人数:30 人程度 1 回の人数:15 人
上記以外	・DX を推進する必要性を認識し、常に自分の業務の 本質を考え、業務改善を意識できること。 ・デジタル技術の適切な導入・活用を考えられること。	対象人数:150 人程度 1 回の人数:30 人

・事前業務

- ア 研修内容の事前協議
- イ 研修資料の作成

・当日業務

- ア 研修の実施
- イ アンケートの実施
- ウ 実施報告書作成のための研修記録

・事後業務

- ア アンケートの集計及び分析
- イ 実施報告書の作成と提出

## (2)ワーキンググループ

令和 7 年度を始期とする次期町総合戦略(まち・ひと・しごと創生法第 10 条に基づき、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえて、令和 5・6 年度中に策定するもの)において、DX の考え方を踏まえた事業及び KPI の検討を行うため、ワーキンググループ(以下、WG という。)を立ち上げる。この WG の運営において下記の業務を行う。WGは本町主体で行い、提案者は円滑で内容が充実したWGの運営できるようファシリテート等の支援を行うものである。(WG の開催は 4 回程度)

・事前業務

- ア 内容の事前協議
- イ 資料作成

・当日業務

- ア WG の運営支援
- イ 協議・検討内容の記録

・事後業務

- ア 協議・検討内容のまとめ
- イ 実施報告書の作成と提出

## 5 提出書類

受託者は、契約締結後、速やかに委託者と打合せを行うとともに、以下の書類を提出する。

(1)着手届及び工程表

- (2)業務計画書
- (3)その他、町が必要と認める書類

## 6 成果品

受託者は業務完了後、下記のことを電子データで納品する。

- (1)アンケート分析結果をふまえた今後の意識醸成と行動変容に活かすことができる提案書
- (2)業務実績報告書

## 7 その他

### (1)権利帰属

受注者から発注者に引き渡された成果物の所有権、著作権、その他当該成果物を利用するために必要な一切の権利は、当該引渡しの時点をもって全て発注者に帰属する。

受注者は、前項の成果物につき、発注者に対し、著作権人格権を行使しないものとする。

### (2)責任

欠陥や過失、または提案内容等との不一致(バグを含む)が発見された場合は、受注者の費用負担により修復等の措置を行うこと。

### (3)再委託

受注者は、事前に文書をもって発注者の承諾を得た場合、本委託業務の実施に当たって一部の業務を受託者の責任において再委託先に委託することができるものとする。

### (4)秘密情報保持

受注者は、この契約の履行に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

### (5)協議

本仕様書に定めのない事項は、協議の上、決定する。